

○労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応については、救済のための新たな法的措置を講ずることとし、次期通常国会への法案の提出を目指し、厚生労働省及び環境省を中心に、被害の実態把握を進めつつ、引き続き検討し、9月までに具体的な結論を得る。（厚生労働省、環境省等）

1. 基本的な考え方

アスベストによる健康被害については、現行の労災保険法や公害健康被害補償法の枠組みでは救済できない者が存在すること、かつ、潜伏期間が非常に長期にわたり、ばく露に係る特定が困難であること等を踏まえ、新たな法的措置により救済の仕組みを構築する。

2. 対象者

「労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民」について、隙間を生じないような仕組みとし、被害の実態把握を進めつつ、対象者の具体的な範囲について引き続き検討する。

3. 給付内容

被害者本人に対する給付（医療の給付等）及び遺族に対する給付（遺族一時金等）について、他の救済制度とのバランスにも配慮しつつ、具体的な内容を引き続き検討する。

4. その他

給付の財源、実施主体等について、引き続き検討する。

- ・ 7月12日、都道府県等に対し、保健所等における健康相談事例の情報収集と報告を依頼した。7月末までの相談事例については、8月12日に公表。8月15日までの相談事例については、8月26日に公表。

- ・ 周辺住民のアスベストの健康影響に関する分析等を行うため、アスベストの健康影響に関する検討会を開催する。

（第1回：7月26日、第2回：8月18日、第3回：8